

徳島県教育委員会教育長訓令第一号

庁 中 一 般 各 教 育 機 関

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程及び徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県教育委員会教育長 榑 浩 一

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程及び徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部を改正する訓令

(教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部改正)

第一条 教育長の権限に属する事務の委任に関する規程(昭和四十六年徳島県教育委員会教育長訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び室長」を削り、「課長等」を「課長」に改める。

別表第一中「課長等」を「課長」に改める。

別表第一の二服務関係事項の項第五号中「(教育機関の長の補佐職、主幹、課長及び係長を除く。)」を削る。

(徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部改正)

第二条 徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程(昭和四十六年徳島県教育委員会教育長訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「組織規則」を「第六条の四を除き、組織規則」に改め、「及び室長」を削る。

第四条の見出しを「(事務局における共通の決裁等事項)」に改め、同条中「又は副教育長若しくは」を「並びに副教育長及び」に、「事務局の課又は室(以下「課等」という。)」において共通的に所掌される」を「その所掌に係る」に改める。

第四条の二を削る。

第五条の見出しを「(事務局における個別的決裁等事項)」に改め、同条中「又は」を「並びに」に、「若しくは」を「及び」に、「課等において個別的に所掌される」を「、その所掌に係る」に、「行なう」を「行う」に改める。

第六条中「決裁事項」を「決裁等事項」に改め、「課内室長は」の下に「、その所掌に係る事務に関し」を加える。

第六条の二を次のように改める。

(課内室長の個別的決裁等事項)

第六条の二 課内室長は、前条に規定するもののほか、その所掌に係る事務に関し、別表第二に掲げる事項について決裁等を行うものとする。

第六条の三第一項中「経営戦略部総務事務管理課長」を「企画総務部総務事務管理課(以下「総務事務管理課」という。)の課長」に改め、同条第二項中「総務事務管理課長」を「前項の場合において、総務事務管理課の課長」に、「場合」を「とき」に改め、同条を第六条の四とし、第六条の二の次に次の一条を加える。

(担当リーダーの専決事項)

第六条の三 担当リーダーは、別表第四に掲げる事項を専決することができる。

第七条中「当該」を「当該専決に係る」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「内容が」及び「である」を削り、同条第二号中「取扱上」を削り、「おそれが」を「おそれの」に改め、同条第三号中「課等」を「課（組織規則第五条第一項に規定する課をいう。）」に改め、「異にする」の下に「ものである」を加える。

第八条の次に次の一条を加える。

（類推による専決）

第八条の二 この規程に専決事項として定めのないものであっても、事案の内容により専決することが適当であると類推できるものについては、この規程に準じて専決することができる。

第十条中「応じて」を「応じ、同表に掲げる」に、「ときは、」を「ときは同表に掲げる」に改め、同条の表室長の項を削る。

第十一条本文中「当該」を「当該代決に係る」に、「一に」を「いずれかに」に、「場合には」を「場合には、」に改め、同条ただし書中「、当該事案が第一号から第四号までのいずれかに該当する場合であつても」を削り、同条第一号中「内容が」及び「である」を削り、同条第二号中「取扱上」を削り、同条第三号を削り、同条第四号中「こと」を「とき」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号を削る。

別表第一の表第七項第二号を削る。

別表第二中「第五条関係」を「第五条、第六条の二関係」に改める。

別表第二コンプライアンス推進室の表中「コンプライアンス推進室」を「教育政策課コンプライアンス推進室」に、「室長」を「課内室長」に改め、同表の次に次の表を加える。

教育DX推進課

事項名	決裁権者等
一 教育DXの総合的な企画及び調整に関すること。 1 教育DXの総合的な実施計画を策定すること。 二 ICT教育に関すること。 1 ICT教育に関する指導、助言等を行うこと。 三 教職員のICT活用指導力の向上に関すること。 1 教職員研修を実施すること。	教育長 課長 課長 課長

別表第二学校教育課の表を削り、同表の次に次の二表を加える。

義務教育課

事項名	決裁権者等
一 学校の設置及び廃止等に関すること。 この項において、「法」とは学校教育法を、「施行令」とは学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）をいう。	

1 法第四条（法第三百三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公立学校等の設置者の変更等（設置及び廃止を除く。）を認可すること。	教育長
2 法第四条の二又は施行令第二十五条の規定により地教委から提出された小学校等の設置、廃止等の届出を受理すること。	教育長
二 学習指導及び行動支援に関すること。 1 学校計画訪問指導等の実施要綱を策定すること。 三 教科書その他の教材及び教具に関すること。 この項において、「法」とは義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）を、「施行令」とは義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）を、「措置法」とは教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）を、「措置法施行規則」とは教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和二十三年文部省令第十五号）を、「規則」とは徳島県立学校規則をいう。	教育長
1 法第十条の規定により、教科用図書の適正な採択のための研究に関して計画し、及び実施するとともに、地教委等の行う教科用図書の採択に関する事務について指導、助言又は援助を行うこと。	課長
2 法第十一条第一項の規定により徳島県教科用図書選定審議会の意見を聴くこと。	課長
3 法第十二条第一項の規定により教科用図書採択地区を設定し、並びに同条第三項の規定によりこれを告示し、及び文部科学大臣に報告すること。	教育長
4 法第十二条第二項の規定により地教委の意見を聴くこと。	課長
5 施行令第二条の規定により実施機関から提出された受領報告書を受理すること。	課長
6 施行令第三条の規定により発行者から提出された納入冊数集計表及び受領証明書を受理すること。	課長
7 施行令第四条第一項の規定により受領冊数集計報告書を作成し、及び同条第二項の規定によりこれを文部科学大臣に提出し、並びに納入冊数集計表及び受領証明書を発行者に返付すること。	課長
8 施行令第五条第一項の規定により義務教育諸学校の設置者から教科用図書の給与を受けた児童及び生徒の総数の報告を受けること、及び同条第二項の規定により県内の給与を受けた児童及び生徒の総数を文部科学大臣に報告すること。	課長
9 施行令第六条第二項の規定による文部科学大臣の指示を受	課長

	けて教科用図書の給与の実施状況を調査すること。	
	10 措置法第五条の規定により教科書展示会を開催すること。	課長
	11 措置法第六条第二項の規定により教科書目録を小学校等に配布すること。	課長
	12 措置法第七条第一項の規定により地教委等から教科書の需 要数の報告を受けること、及び同条第二項の規定により県内 の教科書の需要数を文部科学大臣に報告すること。	課長
	13 措置法施行規則第八条第一項の規定により発行者から提出 された教科書の見本を受理し、及び同規則第九条第一項の規 定によりこれを保存すること。	課長
	14 措置法施行規則第十三条の規定により地教委等から提出さ れた教科書需要票を受理すること。	課長
	15 措置法施行規則第十四条の規定により教科書需要集計一覧 表を作成し、これを文部科学大臣に提出すること。	課長
	16 規則第十四条の規定により校長から提出された他の教科用 図書の使用の届出を受理すること。	課長
	17 規則第十五条の規定により校長から提出された副読本等の 使用の届出を受理すること。	課長
	四 学校図書館その他の教育環境の整備計画指導に関すること。	
	1 学校図書館その他の教育環境の整備計画等について指導す ること。	課長
	五 教育研究指定校等に関すること。	
	1 教育研究指定校等を設定すること。	課長
	2 教育研究指定校等に対して指導、助言等を行うこと。	課長
	六 教職員、児童及び生徒の研究物及び作品の選賞に関するこ と。	
	1 教職員、児童及び生徒の研究物、作品等の選賞を行い、又 はその候補者を決定すること。	課長
	七 県立学校の管理運営に関すること。	
	この項において、「学校規則」とは、徳島県立学校規則をい う。	
	1 学校規則第二条第二項の規定により県立学校の学則の制定 又は変更についての届出を受理すること。	課長
	2 学校規則第七条第二項の規定により学年を二学期とするこ とについての届出を受理すること。	課長
	3 学校規則第七条第三項の規定により学期の始期及び終期を 変更することについての届出を受理すること。	課長
	4 学校規則第八条第一項第七号の規定により休業日の届出を 受理すること。	課長
	5 学校規則第八条第二項の規定により休業日の時期及び日数	課長

を変更することについての届出を受理すること。 6 学校規則第八条第三項の規定により秋季休業日を置くことについての届出を受理すること。 7 学校規則第八条第四項の規定により休業日に授業を行うことについての届出を受理すること。 8 学校規則第十条第一項の規定により校長から提出された国内における校外行事（体育に関するものを除く。次号において同じ。）に係る届出を受理すること。 9 学校規則第十条第二項の規定により国外において校外行事を行うことを承認すること。 10 学校規則第十一条の規定により校長から提出された特別活動に関する報告書を受理すること。 八 外国語教育、国際理解教育、文化教育、キャリア教育及び消費者教育（以下「外国語教育等」という。）に關すること。 1 外国語教育等に関する指導、助言等を行うこと。 九 教育研究団体に關すること。 1 教育研究団体に關する事務を処理すること。 十 著作権に關すること。 1 著作権に關する事務を処理すること。 十一 徳島県藍青賞規則（平成五年徳島県教育委員会規則第七号）に基づく藍青賞の授与に關すること。 1 藍青賞の授与に關する事務を処理すること。 十二 その他の事務に關すること。 1 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第十条第二項第二号の規定により産業教育を行う中学校を文部科学大臣に推薦すること。	課長 課長 課長 課長 課長 課長 課長 課長 課長 課長 課長 課長 課長 課長
--	---

高校教育課

事項名 一 学校の設置及び廃止等に関すること。 この項において、「法」とは学校教育法を、「施行令」とは学校教育法施行令をいう。 1 第四条（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公立学校等の設置者の変更等（設置及び廃止を除く。）を認可すること。 2 法第三十六条第一項の規定により公立の各種学校設置の認可を申請すべき旨を勧告し、及び同条第二項の規定により教育の停止を命ずること。	決裁権者等 教育長 教育長 教育長
---	---

3 施行令第二十六条第一項の規定により地教委から提出された高等学校の学則等の変更の届出を受理すること。 二 教育課程に関すること。 この項において「規則」とは、徳島県立学校規則をいう。 1 規則第九条第六項の規定により校長から提出された教育指導計画を受理すること。	教育長
三 学習指導に関すること。	
1 学校計画訪問指導等の実施要綱を策定すること。 四 教科書その他の教材及び教具に関すること。 この項において、「措置法」とは教科書の発行に関する臨時措置法を、「措置法施行規則」とは教科書の発行に関する臨時措置法施行規則を、「規則」とは徳島県立学校規則をいう。 1 措置法第五条の規定により教科書展示会を開催すること。 2 措置法第六条第二項の規定により教科書目録を高等学校等に配布すること。 3 措置法第七条第一項の規定により地教委等から教科書の需要数の報告を受けること、及び同条第二項の規定により県内の教科書の需要数を文部科学大臣に報告すること。 4 措置法施行規則第八条第一項の規定により発行者から提出された教科書の見本を受理し、及び同規則第九条第一項の規定によりこれを保存すること。 5 措置法施行規則第十三条の規定により地教委等から提出された教科書需要票を受理すること。 6 措置法施行規則第十四条の規定により教科書需要集計一覧表を作成し、これを文部科学大臣に提出すること。 7 規則第十四条の規定により校長から提出された他の教科用図書の使用の届出を受理すること。 8 規則第十五条の規定により校長から提出された副読本等の使用の届出を受理すること。	教育長
五 学校図書館その他の教育環境の整備計画指導に関すること。 1 学校図書館その他の教育環境の整備計画等について指導すること。	課長
六 教育研究指定校等に関すること。 1 教育研究指定校等を設定すること。 2 教育研究指定校等に対して指導、助言等を行うこと。	課長
七 教職員及び生徒の研究物及び作品の選賞に関すること。 1 教職員及び生徒の研究物、作品等の選賞を行い、又はその候補者を決定すること。	課長
八 県立学校の管理運営に関すること。 この項において、「協議会規則」とは徳島県学校運営協議会	課長

規則（令和二年徳島県教育委員会規則第八号）を、「学校規則」とは徳島県立学校規則をいう。	
1 地教行法第四十七条の五第一項及び協議会規則第二条第一項の規定により学校運営協議会を設置すること。	教育長
2 協議会規則第三条第一項の規定により委員を任命すること。	教育長
3 協議会規則第九条第一項の規定により委員を解任すること。	教育長
4 学校規則第二条第二項の規定により県立学校の学則の制定又は変更についての届出を受理すること。	課長
5 学校規則第七条第二項の規定により学年を二学期とすることについての届出を受理すること。	課長
6 学校規則第七条第三項の規定により学期の始期及び終期を変更することについての届出を受理すること。	課長
7 学校規則第八条第一項第七号の規定により休業日の届出を受理すること。	課長
8 学校規則第八条第二項の規定により休業日の時期及び日数を変更することについての届出を受理すること。	課長
9 学校規則第八条第三項の規定により秋季休業日を置くことについての届出を受理すること。	課長
10 学校規則第八条第四項の規定により休業日に授業を行うことについての届出を受理すること。	課長
11 学校規則第十条第一項の規定により校長から提出された国内における校外行事（体育に関するものを除く。次号において同じ。）に係る届出を受理すること。	課長
12 学校規則第十条第二項の規定により国外において校外行事を行うことを承認すること。	課長
13 学校規則第十一条の規定により校長から提出された特別活動に関する報告書を受理すること。	課長
九 寄宿舎の管理運営に関すること。	課長
1 寄宿舎の管理運営に関する事務を処理すること。	課長
十 外国語教育等に関すること。	課長
1 外国語教育等に関する指導、助言等を行うこと。	課長
十一 教育研究団体に関すること。	課長
1 教育研究団体に関する事務を処理すること。	課長
十二 その他の事務に関すること。	課長
1 非常勤職員（学校運営協議会の委員及び附属機関の委員その他の構成員を除き、高校教育課に係るものに限る。）の任免等を行うこと。	課長
2 高等学校卒業程度認定試験に関する事務を処理すること。	課長

3 技能教育施設の指定等に関する事務を処理すること。 4 産業教育振興法第十五条第二項第一号又は第二号の規定により産業教育を行う高等学校を文部科学大臣に推薦すること。	課長 教育長
---	-------------------

別表第二人権教育課の表の次に次の表を加える。
いじめ・不登校対策課

事項名	決裁権者等
一 いじめ問題対策及び不登校支援の総合的な企画及び調整に関すること。 1 いじめ問題対策及び不登校支援の総合的な企画及び調整に関する事務を処理すること。 二 生徒指導に関すること。 1 生徒指導に関して指導、助言等を行うこと。 三 その他の事務に関すること。 1 非常勤職員（学校運営協議会の委員及び附属機関の委員その他の構成員を除き、いじめ・不登校対策課に係るものに限る。）の任免等を行うこと。	課長 課長 課長 課長

別表第四を削り、別表第一の二中「第四条の二関係」を「第六条の三関係」に改め、同表を別表第四とする。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。